

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額）</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり <u>310円</u></p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,530,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1）炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,040円</u>以内とする。</p> <p>エ [略]</p> <p>（2）[略]</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1）避難所</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>（基本額）</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり <u>320円</u></p> <p>[略]</p> <p>エ [略]</p> <p>（2）応急仮設住宅</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,621,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1）炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,080円</u>以内とする。</p> <p>エ [略]</p> <p>（2）[略]</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため</p>

支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	人ごとに7,500円
	9月						を51,200円に加算
	まで						した額
冬季	10月	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	5人を超える者1
	から						人ごとに10,700円
	3月						を78,100円に加算
	まで						した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	人ごとに2,500円
	9月						を18,000円に加算
	まで						した額
冬季	10月	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	5人を超える者1
	から						人ごとに3,400円
	3月						を26,100円に加算
	まで						した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1)・(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	人ごとに7,700円
	9月						を52,600円に加算
	まで						した額
冬季	10月	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	5人を超える者1
	から						人ごとに11,000円
	3月						を80,300円に加算
	まで						した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季	4月	円	円	円	円	円	5人を超える者1
	から	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	人ごとに2,600円
	9月						を18,500円に加算
	まで						した額
冬季	10月	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	5人を超える者1
	から						人ごとに3,500円
	3月						を26,800円に加算
	まで						した額

(4) [略]

4・5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1) [略]

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行い、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

(3) [略]

7 [略]

8 学用品の給与

(1)・(2) [略]

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

(4) [略]

## 9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 206,000円以内、小人164,800円以内とする。

(4) [略]

## 10 [略]

## 11 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 死体の一時保存のための費用

死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあっては1体当たり 5,200円。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ [略]

(5) [略]

## 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 133,900円以内とする。

(3) [略]

## 13 [略]

### 別表第2（第14条関係）

#### 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,100円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学

ア [略]

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,200円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,500円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円

(4) [略]

## 9 埋葬

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 208,700円以内、小人167,000円以内とする。

(4) [略]

## 10 [略]

## 11 死体の処理

(1)～(3) [略]

(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア [略]

イ 死体の一時保存のための費用

死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費、既存の建物を利用できない場合にあっては1体当たり 5,300円。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ [略]

(5) [略]

## 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,300円以内とする。

(3) [略]

## 13 [略]

### 別表第2（第14条関係）

#### 1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,200円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学

<p>           技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>14,500円</u>以内            ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当            たり <u>14,700円</u>以内            エ 救急救命士 1人1日当たり <u>15,000円</u>以内            オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり  <u>16,200円</u>以内            カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>21,700円</u>            以内            (2)・(3) [略]            2 [略]         </p>	<p>           技士及び歯科衛生士 1人1日当たり <u>14,600円</u>以内            ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当            たり <u>14,800円</u>以内            エ 救急救命士 1人1日当たり <u>14,500円</u>以内            オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり  <u>16,300円</u>以内            カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり <u>23,200円</u>            以内            (2)・(3) [略]            2 [略]         </p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定（別表第2の1(1)エの規定を除く。）は、平成27年4月1日から適用する。